

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年1月20日認可した。

平成22年1月29日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区分名	土地改良事業名
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（頭首工改修）岡本谷地区
"	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）南池地区
"	単独県費補助土地改良事業（樋門改修）神田池地区
"	単独県費補助土地改良事業（樋門改修）鴻池地区
"	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）寺家地区